

大臣官房国際課・国際統括官

① はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的流行や断続的なロシアによるウクライナ侵略等、未だ国際社会では課題解決に至らないことが多くあります。

このような時代において、世界規模の課題を自分事として考え、教育・科学技術・スポーツ・文化の各分野において世界を舞台に活躍できる人材の育成や、世界各国及び地域との交流・協力の一層の強化に努めてまいります。

②

G7富山・金沢教育大臣会合の開催について

2023年は日本がG7の議長国です。G7広島サミットが5月19～21日に開催されますが、この首脳会議の

関係閣僚会合の一つとして、5月12～15日に、富山県(富山市)と石川県(金沢市)において、教育大臣会合を開催します。複数自治体による共催は、我が国で開催するG7関係閣僚会合としては初めての試みとなります。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行やロシアによるウクライナ侵略の影響等、予見が難しく、また国際秩序の根幹が揺るがされる事態も多く起こる時代において、様々な国際的な枠組みにおいても、教育分野の重要課題について議論されています。コロナ禍等が社会にもたらした変化や影響に教育がどのように対応し、ポストコロナの社会で求められる人材を育てていくのかについて議論を行う予定です。不安定な国際情勢を通じて、改めて明らかとなった自由や平和等の普遍的価値が保障される社会と、子供たち一人一人の多様な幸福を実現するための教育の価値を再確認、共有するとともに、世界をリードする責任を有するG7として、今後の教育の在り方について世界に発信したいと考えています。



富山大学および金沢美術工芸大学が連携して作成したポスターデザイン
(画像提供：G7教育大臣会合富山県委員会、G7富山・金沢教育大臣会合石川県推進協議会)

3

ユネスコにかかる取組について

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、教育、科学、文化等の分野における国際的な取組を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国連の専門機関であり、日本が戦後最初に加盟した国連機関です。平成 27 年に国連サミットで採択され、2030 年を達成目標とする「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」のうち、教育、科学技術、人文社会科学、文化等の分野において重要な役割を果たし、主に教育に関する国際的議論を主導しています。

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神のもと、SDGs の実現に向け、我が国は、諸外国政府やユネスコ等の国際機関とも連携し、様々な取組を実施しています。

○ SDGs 実現に向けた ESD の推進

教育分野において、我が国は、「現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」である持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の重要性を提唱しています。持続可能な社会の創り手の育成は、SDGs の実現に大きく貢献するものであり、ESD を推進していくために様々な施策を推進しています。

国際的には、ESD の実施枠組みである「持続可能な開発のための教育: SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」が令和元年 11 月の第 40 回ユネスコ総会で採択、12 月の第 74 回国連総会で承認され、令和 2 年より開始されています。また、第 74 回国連総会では、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものである ESD が、SDGs の 17 のゴール全ての実現への鍵であることも併せて確認されました。

また、令和 4 年 9 月には、世界的な教育の危機に対応し、SDG 4（教育）達成に向けた政治的意思、貢献、活動を促進させる機会として、グテーレス国連事務総長の主導により教育変革サミットが開催されました。同事務総長の

ヴィジョン・ステートメントにおいて ESD の重要性について確認されるとともに、岸田総理のステートメントにおいても、ESD を引き続き全力で推進していく旨が表明されています。

○ ESD 推進のための具体的な取組

我が国は、ESD の提唱国として、国内においても様々な施策を推進しています。とりわけ、学校に関する施策としては、幼稚園教育要領や小・中学校及び高等学校の学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」の育成を盛り込んでおり、すべての学校において ESD に取り組んでいます。また、国が策定している教育振興基本計画においても、初等中等教育段階、高等教育段階においてそれぞれ ESD の実践を促進していくことを目指しています。

また、我が国ではユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、ユネスコが認定する平和や国際的な連携を実践する学校）を ESD の推進拠点と位置付けて、その普及や発展に取り組んできました。ユネスコスクールにおける活動は様々ですが、例えば、環境、防災、国際理解など様々なテーマに積極的に取り組んでいる学校が多く見られます。文部科学省としても、令和 4 年 3 月に「ユネスコスクールガイドブック—ESD の活動を通じて創る未来—」を策定し、ユネスコスクールにおける具体的な取組の好事例などを紹介しながら、活動を後押ししています。



ユネスコスクールガイドブック

これまでに、ユネスコスクールではESDの実践に関する多くの優良事例が生まれており、それらを毎年開催しているユネスコスクール全国大会（ESD研究大会）において共有しています。令和4年度の全国大会では、「子どもの未来、教師の未来、学校の未来、SDGsを目指した学校教育・学習活動を探る」をテーマに、渋谷教育学園渋谷中学高等学校において開催しました。オンライン参加を含めて、全国各地から575名が集まった本大会では、高校生によるユネスコスクールにおける取組事例の発表やパネル・ディスカッション、ポスター発表、研究協議会等が行われ、ユネスコスクールとしてのESDの取組や成果の発信や共有が行われるとともに、関係者によるネットワークづくりの貴重な機会となりました。

また、ESDの推進にあたっては、ユネスコの科学や文化分野の事業との連携も重要です。例えば、ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークは、SDGsを通して地域の課題を考える場として有用であり、ユネスコスクールとの連携なども期待されています。

上記のほかにも、ESDの推進のために、文部科学省では以下のような様々な取り組みを行っています。

- ① 「ESD for 2030」の取組を促すため、令和5年3月にESD国内実施計画を策定しています。この計画では、自治体や企業、学校等の主体ごとに講じるべきアクションを具体的に示しながら、多様なステイクホルダーを巻き込みながらESDを推進していくことを目指しています。
- ② 令和元年度から、「SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業」を実施し、SDGsの実現の担い手を育むカリキュラム開発、教員の能力向上等に取り組む大学、教育委員会及びNGO等の取り組みを支援しています。
- ③ 学校現場においてESDがより一層浸透していくことを目指して、「ESD推進の手引」を策定しています。教育関係者の方々にとってESDの実践により一層役立つものとなるよう、令和3年5月に改訂を行ったところです。
- ④ ユネスコを通じた世界的なESDの推進の取組として、日本政府の支援によって、ユネスコが「ユネスコ／日本ESD賞」を実施しています。この賞は、世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるものです。世界中から推薦された案件から毎回3件が選ばれていますが、学校も対象になっています。

文部科学省においては、引き続き、以上のような取組を進め、国内外におけるESDの推進をはじめとする平和で持続可能な社会の構築を目指すユネスコ活動をより一層推進してまいります。

4

OECDとの連携・協力

文部科学省では、経済協力開発機構（OECD）とも協力・連携し、国際交流等に関する施策を進めています。

OECDでは、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、PISA（生徒の学習到達度調査）、PIAAC（国際成人力調査）、TALIS（国際教員指導環境調査）等の各種国際比較分析及び調査・研究等の事業が行われており、我が国も参加しています。令和4年度には、PISA2022年調査やPIAAC第2回調査といった国際的な調査が実施されました。令和5年度にはPISA2022年調査結果が、令和6年度にはPIAAC第2回調査結果が公表される予定です。また、令和5年度には、TALIS第4回調査も実施予定です。本調査の結果は、文部科学省として、児童生徒の学力向上を図る取組等に活用することとしています。

また、OECDでは、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を推進しており、文部科学省は、本事業のグローバル・フォーラムへの出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。令和4年5月に開催された第4回グローバル・フォーラムでは、生徒や教員、政府関係者等が参加するワークショップが、「効果的なカリキュラムの実施を可能にするために：ティーチングコンパス（教員の羅針盤）の共創」をテーマとして開催されました。我が国からも生徒や教員が出席し、学校での取組事例を発表する等、我が国の情報を世界へ発信しました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大等、教育を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、令和4年12月には、OECD教育大臣会合が12年ぶりに開催されました。本会合では、OECD加盟国の教育大臣等がOECD本部（パリ）に集結し、「教育を通じた包摂的で公正な社会の再構築」をメインテーマとして、各国の教育政策に共通する中長期的な政策課題について討議・検討

を行いました。日本は副議長国として参加し（共同議長国：ノルウェー、ポルトガル、韓国、副議長国：日本、エストニア、フィンランド、ギリシャ）、全体会及び「生涯学習の基盤の構築」をテーマとする分科会において、我が国の政策を紹介しました。会合閉会式では、「人への投資」「教育のデジタル化」「教育の公平性」「教育機関（学校）の役割」「質の高い生涯学習の実現」を謳った大臣宣言が、全参加国により承認されました。

5

外国人の受入れ・共生の推進

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者は増加傾向にあり、また近年新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景に、今後日本語教育を必要とする外国人の数はさらに増加することが見込まれます。そのため、政府は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、平成30年12月以降、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、更に、令和4年6月には、日本の目指すべき共生社会のビジョン、実現に向けての中長期的な具体的施策等を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を新たに策定しました。これらの基本方針に基づき、関係省庁との連携の下、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。

具体的には、文部科学省では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備やICT教材の対応言語の拡大等を行っています。

また、外国人の子供の就学機会の確保や日本語指導が必要な児童生徒に対する指導体制の構築を図るため、就学状況把握・就学促進のための取組、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援を引き続き行います。更に、高等学校段階における日本語指導のための「特別的教育課程」編成・実施の制度導入にあわせ、必要な指導体制の整備を進めていきます。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大を契機に顕在化した外国人学校の保健衛生環境に係る課題の改善に向

け、令和4年度から「外国人学校における保健衛生環境整備事業」を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症対策の実施を含む、外国人学校における保健衛生の確保に向けた多言語による専門的な情報発信・相談対応を開始しました。今後とも、外国人の受入れ・共生のための環境整備を、引き続き強力で推進していきます。

6

国際バカロレアの推進

国際バカロレア（IB）は、課題論文、批判的思考の探究等の特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した素養・能力を育成する教育プログラムです。政府としては、「2022年度までに我が国における国際バカロレア認定校等を200校以上」とすることを目標に掲げ、その導入推進に取り組んでまいりました。その過程で公立学校での導入も進み、令和5年3月14日現在で、我が国におけるIB認定校等は、207校となり、目標を達成しました。

文部科学省では、IBの普及促進のため、平成30年度に「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を設立し、IBに関する情報プラットフォームの構築やシンポジウムの開催、国内大学入試におけるIBの活用促進（令和4年12月現在で77大学（「文部科学省IB教育推進コンソーシアム調べ」））等を行ってきました。令和4年度には、国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議を開催し、これまでの取組と現状についての整理を行い、今後の推進方策について議論を行いました。

令和5年度も、この会議での議論を踏まえて、引き続きIBの普及に努めます。

<参考：国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議>

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ib/22ec.html

7

JICA 海外協力隊
「現職教員特別参加制度」

「JICA 海外協力隊」は、日本政府のODA予算により、

独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する事業です。教員の国際協力への参加促進を目的とし、文科省とJICAの共管事業として、平成13年度にJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設されました。これまでに1,500名を超える教員が世界各地の開発途上国等に派遣されています。本制度では、教員が現職の身分を保持したまま活動に参加でき、学年暦に合わせた派遣期間の設定（訓練と派遣合わせて通常2年3か月程度の期間を4月からの2年間とする等）、教員の参加を促す様々な措置を講じています。

近年は、外国人児童数の急増に伴い学校現場が多様化し、また、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を受けて、学習指導要領の前文に「持続可能な社会の作り手」の育成について明記されるなど、日本の教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

派遣された教員は、開発途上国で国際教育協力に従事し、現地の発展に貢献すると同時に、厳しい環境の下で現地の人々と生活を共にする中で、問題への対処能力や指導力等、教員としての資質の向上が期待されます。帰国後は自身の貴重な経験を地域や学校における国際理解教育、外国人児童生徒やその保護者への柔軟な対応等に生かすことで地域全体の活性化や国際化、ひいては我が国教育の充実にもつながることが期待されています。

こうした取組には、教育委員会や学校による教員に対する組織的支援が不可欠です。教育委員会や学校においても、本制度の趣旨と成果を理解の上、国際的な視点や経験を持った人材の育成に本制度を御活用ください。



現職教員特別参加制度の取組

(写真提供：JICA)

<参考：現職教員特別参加制度>

https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/teacher/index.html

8

日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術教育を行う高等専門学校制度等、我が国の教育を取り入れたいとのニーズが諸外国から寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は平成28年度から「日本型教育の海外展開推進事業」（EDU-Port ニッポン）を実施し、日本型教育の海外展開に向けて外務省や経済産業省、JICA、JETRO、民間教育産業等と協力する場（プラットフォーム）を構築するとともに、企業や大学等が行う海外展開事業を支援しています。事業開始から令和3年度までの6年間で、45か国・地域から9万1000人を超える参加がありました。

令和4年度 With/Post コロナにおける日本型教育の海外展開に関する調査研究に採択された福井大学による取組では、アフリカ全域を対象に、マラウイ共和国ナリクレ教員養成大学と協働でオンラインを併用した授業研究を実施するとともに、アフリカの現職教員のためのラウンドテーブルを展開し、専門職学習コミュニティ・ネットワークの構築と、その取組を通じた子どもの学びの質的向上を支援しています。ウガンダ、マラウイ、南アフリカを訪



With/Post コロナにおける日本型教育の海外展開に関する調査研究の取組

(写真提供：国立大学法人福井大学)

問し、授業研究についてのラウンドテーブルやカンファレンスを実施しました。また、アフリカから研修員8名を本邦に招き、学校訪問等を通じて、日本の授業研究やそれを支える専門職学習コミュニティの在り方を学ぶ研修を実施しました。

令和5年度のEDU-Port ニッポンでは、官民協働のプラットフォームを通じて、引き続き企業や大学等による日本型教育の海外展開等を推進するとともに、コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的な海外展開に関する調査研究を実施します。

事業の進捗・募集等については、定期的にメールマガジンにて報告していますので、御関心のある方は御登録ください。

<参考：お問合せ・メールマガジン御登録>



(<https://www.eduport.mext.go.jp/contact.html>)

<参考：EDU-Port ニッポン>



(<https://www.eduport.mext.go.jp/>)

9

人的交流の推進

異文化交流や相互理解は、まず子供たちに直接接している教員に、相手国に対する理解を深めてもらうことが重要です。文部科学省では、平成28年のG7倉敷教育大臣会合で国際協働及び教員交流の重要性が確認されたこと踏まえ、平成29年度より「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。本プログラムでは、我が国の初等中等教育段階の教員が、諸外国の教員と、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動や交流を行い、現場体験に基づく国際比較研究等の実施により、様々な教育課題に関する教育実践の改善に取り組んでいます。

具体的には、中国、韓国、タイ及びインドから、初等中等教育における教職員を我が国に招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活や文化等について幅広く理解

を深める機会を提供するとともに、我が国の教員の家庭を直接訪問し、相互の交流を深めてもらうことで、相互理解と友好親善を図ってきました。同様に我が国の初等中等教育における教職員を中国、韓国及びタイに派遣し、相互交流を図ってきたところです。令和4年度は、中国、韓国、タイ、インド及び我が国から合計約170名の教職員が本事業に参加しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に引き続き令和4年度もオンライン形式中心の交流となりましたが、韓国教職員招へいプログラムの一部で対面交流が再開されました。

また、教職員交流を通じた国際比較研究事業では、インドネシア、タイ、フィリピンを対象に国際協働教育実習プログラムをテーマにした事業を実施したほか、米国の教育を対象に対話・議論の資質能力の育成を通じた包摂的な学校づくりをテーマとする事業を実施しました。令和5年度は、G7 富山・金沢教育大臣会合の内容を踏まえた事業を実施する予定です。

日米間においては、昭和26年に発足した「日米教育交流計画」（日米フルブライト交流事業）により、これまで約10,000名の学生・研究者等の交流が行われており、令和4年度も、本事業を通じて、日本から39名を米国に派遣し、米国から38名の奨学生を日本に受け入れました。令和4年には、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、日米フルブライト交流計画70周年記念式典が開催されたほか、オンライン・トーク・イベント等が実施されました。今後とも、本交流計画を通じて日米交流の更なる推進を図ってまいります。

How many Fulbrighters ?

OVER
6,600



日本から米国への
フルブライト留学者数
(1952-2022)

OVER
2,900



米国から日本への
フルブライト留学者数
(1952-2022)

6



ノーベル賞受賞者数
※日本人フルブライター4人+
米国人フルブライター
(日本に留学) 2人

日米フルブライト交流事業70年間の実績

<参考：日米フルブライト交流事業>

<https://www.fulbright.jp/scholarship/index.html>